

南丹市防災行政無線施設の概要

防災行政無線とは

災害時の避難勧告などの情報を、ご家庭等に設置する戸別受信機と小学校等に設置する屋外拡声子局により、音声で市民の皆さまにお知らせするための通信システムです。

平常時は市からの行政情報などをお知らせするほか、集落公民館などに設置する放送装置から集落内放送にも利用できます。

また、親局や中継局は発電機を備えており、停電しても3日間程度は使用できます。

防災行政無線システムの概要

◆戸別受信機（ご家庭や公共施設等に設置）

◎親局からの放送を聞くための受信機で、聞き漏らしを防ぐ留守録機能もあります。

◆屋外拡声子局（収容避難所となっている小学校等に設置）

◎親局からの通信を受信し、トランペットスピーカーから音声や音楽などが流れます。

◆地区遠隔制御装置（小中学校や集落公民館等に設置）

◎校区内や集落内の戸別受信機に一斉放送できる通信端末です。

放送内容

◆災害時

◎地震・風水害等災害に関して、予報・警報を伝達します。

◎災害が予想される場合には、避難勧告・避難指示などの情報を緊急放送します。

◎火災が発生した際には、消防団員に対する連絡や地域のみなさんへの周知にも活用する場合があります。

◆平常時

◎午後7時30分から午後8時の間、市役所からの情報を必要に応じて放送します。

◎正午と午後5時にはチャイムが鳴ります。これは機器の動作確認も兼ねています。

◎小中学校や集落からも、運動会や会合の連絡などにご利用いただけます。

戸別受信機設置のお申し込みについて

設置対象

◆設置対象

◎八木町・日吉町・美山町内の世帯及び事業所等

◆無償設置

◎市内に住所を有する世帯（設置数は1世帯につき1台です。）

◎公共施設、事業所及び団体等で市長が必要と認めた施設

◆有償設置（受信機のみ取り付けは1台47,210円、外部アンテナが必要な場合は55,400円）

◎市内に住所を有する世帯で2台以上設置される場合（1台を超える分について有償です。）

◎市内に住所を有しない世帯や一般事業所等

※上記の設置金額は、デジタル機器（八木町及び美山町）での取り扱いとなります。

設置申請

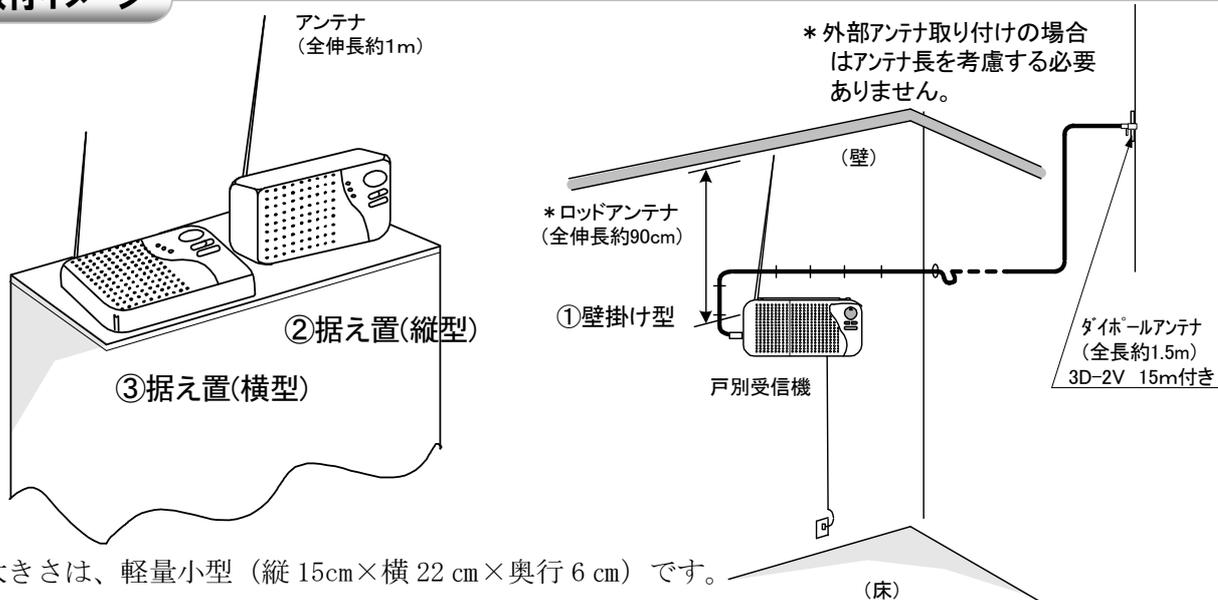
◎『戸別受信機設置（購入）申請書』に必要事項を記入・押印の上、総務課又は支所地域総務課にご提出願います。借家等に設置の場合には、所有者の承諾（市有施設は不要）が必要です。

設置スケジュール(世帯・一般事業所)

◎事前に施工業者から連絡しますので、都合の良い日時で調整してください。

※ 取付作業員が機器販売や取付費用を請求することは一切ありません。

取付イメージ



※大きさは、軽量小型（縦 15cm×横 22 cm×奥行 6 cm）です。

設置場所について

設置場所に関しては、下記の留意事項がありますので事前にご検討ください。

- ① 直射日光が当たる場所は、極力避けて下さい。
- ② 湿度の多い所は、避けて下さい。
- ③ テレビ受像機の近くは極力避けて下さい。
- ④ コンセントから 3 m以内に設置場所を指定して下さい。
- ⑤ コンセントの使用は、他の電化製品と共用しないようにして下さい。
- ⑥ 放送の聞き取り易い場所（居間等）に取り付けるのが理想的です。

※ 設置場所については、受信状態により変更して頂く場合があります。

南丹市防災行政無線整備事業に関する問合せ

担当課：南丹市役所	総務部総務課	Tel 6 8 - 0 0 0 2
	八木支所地域総務課	Tel 6 8 - 0 0 2 0
	日吉支所地域総務課	Tel 6 8 - 0 0 3 0
	美山支所地域総務課	Tel 6 8 - 0 0 4 0

南丹市防災行政無線施設戸別受信機Q & A

Q 1. 家庭用電源を使用するが電気代はどのようなのですか？

A 1. 商用電源使用となりますので、各ご家庭負担でお願いします。

Q 2. 停電時はどうするのですか？

A 2. 停電時用の乾電池が入る仕組みになっています。停電時には乾電池から電力が供給されますので受信が途切れることはありません。

Q 3. 乾電池の交換はどのように誰が行うのですか？

A 3. 受信機には、乾電池消耗時にランプが点滅するなどの機能が備わっていますので、各ご家庭負担で交換をお願いします。

Q 4. 故障した場合は誰がどのように修理するのですか？

A 4. 故障の原因にもよりますが、基本的には市で修理します。支所に故障の旨をお申し出いただくこととなります。

Q 5. 敷地内に複数家屋があり、同一世帯が別れて住んでいる場合、複数台の戸別受信機を設置してもらえるのですか？

A 5. 基本的には一世帯につき1台です。追加分は個人で購入いただくこととなります。

Q 6. 難聴者等の対応はどうするのですか？

A 6. 本設備は絶対的なものではなく、情報伝達の一手段です。難聴者に限らず、これらの設備を基本に各地域で声かけを行うなど実情に応じた方法が必要です。

Q 7. 各家庭から市役所や支所への送信はできるのですか？

A 7. 受信のみとなります。

Q 8. 戸別受信機の操作は簡単ですか？

A 8. コンセントに差し込み、電源スイッチを入れるだけといった簡単な仕様です。

Q 9. 改築等により移設する場合はどうするのですか？

A 9. 特に届出等の必要はありませんが、各ご家庭負担で移設をお願いします。移設にあたっては、市内の電気工事業者にご相談ください。

Q 10. 転出または転居の場合にはどうすればよいのですか？

A 10. 転出の場合、戸別受信機を支所まで返還してください。転居の場合、一旦戸別受信機を支所までお持ちください。戸別受信機は行政区ごとで設定が異なりますので、転居先の行政区に設定された戸別受信機を新たに設置させていただきます。